

2017年度から2021年度の中期財政見通しを策定したことから、その概要について公表します。

1 前提条件など

- ・平成29年3月時点の見通しです。
- ・歳入は、特定財源※1を除いた、一般財源※2のみを計上しています。
- ・歳出は、特定財源を充てる経費を除いた、一般財源経費のみを計上しています。
- ・積立基金には、財政調整基金と市債管理基金※3を計上しています。

2 今後5年間の収支と積立基金の見通し

(単位：百万円)

区分	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2021年度 (H33年度)
歳入一般財源 A	23,788	23,391	22,775	22,999	22,893
市税	13,325	13,251	12,875	12,861	12,678
譲与税や交付金	2,356	2,356	2,324	2,675	2,771
地方交付税 (臨時財政対策債を含む) ※4	7,249	7,144	6,936	6,823	6,804
その他の歳入一般財源	858	640	640	640	640
歳出一般財源 B	24,519	23,848	23,323	23,254	23,287
業務経費※5	11,758	11,910	12,002	12,002	12,002
政策経費※6	4,071	4,003	4,001	3,926	3,926
人件費	4,361	4,354	4,363	4,379	4,379
公債費※7	4,259	3,511	2,887	2,877	2,910
その他の歳入一般財源	70	70	70	70	70
歳入歳出差引額 C (A - B)	△ 731	△ 457	△ 548	△ 255	△ 394
積立基金の積立額 D	150	150	150	150	150
積立基金の取崩額 E (C × -1)	731	457	548	255	394
積立基金の残高 F	3,023	2,716	2,318	2,213	1,969

3 見通しの概要

- ・市税は、固定資産の評価替の実施が予定されている2018年度及び2021年度と、税率の改定が予定されている2019年度に一定程度の減少が見込まれます。
- ・譲与税や交付金は、2019年10月に国が消費税率の改定を予定していることから、2020年度から増加が見込まれます。
- ・地方交付税は、譲与税や交付金の増加に対応し、2019年度以降減少が見込まれます。
- ・公債費は、文化交流センターさくらホール建設に係る借入金の返済が完了することなどにより、2018年度と2019年度にそれぞれ大幅に減少します。
- ・歳入歳出差引額のマイナスを積立基金の取崩しでまかなうことから、積立基金残高は減少を続けます。

4 用語の解説

- ※ 1 特定財源
使い道が決められたお金で、主なものとして、国県支出金、地方債、分担金、使用料、手数料など
- ※ 2 一般財源
使いみちが特定されず、どのような経費にも使用することができるお金
- ※ 3 財政調整基金・市債管理基金
 - ・財政調整基金：予測できない収入の減少や支出の増加に備えて自治体が積み立てる貯金
 - ・市債管理基金：地方債の償還のために備えて自治体が積み立てる貯金
- ※ 4 地方交付税及び臨時財政対策債
 - ・地方交付税：自治体の財政力に応じて、国から一定の基準により交付されるお金
 - ・臨時財政対策債：地方交付税の財源が足りなくなった際に、国が自治体に発行を認める地方債
- ※ 5 業務経費
法令などにより自治体に義務づけられた事務事業に係る経費
【主な業務経費】消防、介護、上下水道、児童手当、生活保護、保育園運営経費など
- ※ 6 政策経費
法令などの義務づけがなく、自治体が自ら企画する事務事業に係る経費
【主な政策経費】公共施設（道路や建物など）建設、自治体独自の補助金や負担金、各種計画策定経費など
- ※ 7 公債費
自治体が借入れした地方債の返済金